

午前10時23分 開会

◎開会の宣告

○飯塚恭代議長 おはようございます。

ただいまの出席議員数は24名ですので、定足数に達しております。

ただいまから平成28年3月東埼玉資源環境組合議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○飯塚恭代議長 直ちに本日の会議を開きます。

◎議員の紹介

○飯塚恭代議長 先般、吉川市選出組合議会議員の任期満了に伴う改選の結果報告が2月5日にありました。ご報告かたがたご紹介いたします。

互金次郎議員でございます。

降旗聡議員でございます。

中嶋通治議員でございます。

◎議席の指定

○飯塚恭代議長 次に、ただいまご紹介いたしました議員の議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第2項の規定により、議長において指定いたします。

書記をして、氏名及び議席番号を朗読させます。

○剣持督己議会係長 朗読いたします。

……朗読……

互金次郎議員3番、降旗聡議員9番、中嶋通治議員15番。

以上でございます。

○飯塚恭代議長 ただいま朗読させましたとおり、議席を指定いたします。

◎副議長選挙

○飯塚恭代議長 次に、当組合議会副議長の選挙を行います。

当組合議会副議長は、吉川市議会議員の任期満了に伴い欠員が生じております。

この際、副議長選挙の方法につきまして、議会運営委員長からご報告をお願いいたします。

野口佳司議会運営委員長。

[野口佳司議会運営委員長登壇]

○野口佳司議会運営委員長 おはようございます。

閉会中に開催いたしました議会運営委員会の審査結果をご報告いたします。

副議長選挙の方法につきましては、慣例により指名推選とすることに決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○飯塚恭代議長 お諮りいたします。

副議長選挙は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり、指名推選といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○飯塚恭代議長 ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選とすることに決しました。

お諮りいたします。

議会運営委員会を、慣例により選考委員会にかえさせていただきたいと思えます。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○飯塚恭代議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ここで、副議長選考委員会開催のため、議場外休憩に入ります。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時26分 休憩

午前10時34分 再開

◎開議の宣告

○飯塚恭代議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎副議長選考委員長報告

○飯塚恭代議長 休憩中に開催されました副議長選考委員会の結果について、委員長より報告をお願いいたします。

野口佳司副議長選考委員長。

〔野口佳司副議長選考委員長登壇〕

○野口佳司副議長選考委員長 議長のご指名によりまして、休憩中に開催いたしました選考委員会の審査結果をご報告申し上げます。

当組合議会副議長には、吉川市議会議長でもあります互金次郎議員を、全員一致をもちまして推薦することに決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○飯塚恭代議長 お諮りいたします。

ただいまの委員長報告のとおり、当組合議会副議長には互金次郎議員を指名いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯塚恭代議長 ご異議なしと認めます。

よって、互金次郎議員を副議長とすることに決定いたしました。

ただいま副議長に当選されました互金次郎議員に、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

◎副議長就任挨拶

○飯塚恭代議長 互金次郎副議長の就任のご挨拶をお願いいたします。

○互 金次郎副議長 ただいま副議長の大任を拝しました互でございます。

微力ではございますが、議長を支え、全力で働いてまいります。どうかよろしく願いいたします。

◎諸般の報告

○飯塚恭代議長 この際、諸般の報告をいたします。

高橋管理者から、本日の会議を欠席する旨の届け出が提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、委員会条例第6条第2項の規定に基づき、2月5日の閉会中において、議会運営委員に降旗聡議員、総務常任委員に中嶋通治議員、ごみ処理常任委員に降旗聡議員、し尿処理常任委員に互金次郎議員を選任いたしました。

次に、監査委員から定例監査の結果及び出納検査の結果について報告がありましたので、その写しを報告第1号としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、今定例会に説明員として出席通知のありました者の職・氏名の一覧表を報告第2号としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、管理者から議案の提出がありましたので、ご報告いたします。

書記をして議案の朗読をさせます。

○剣持督己議会係長 朗読いたします。

……朗読……

東埼玉資源環境第768号

平成28年3月14日

東埼玉資源環境組合議会

議長 飯塚 恭代 様

東埼玉資源環境組合

管理者 高橋 努

3月組合議会定例会に提出する議案書の送付について

標記について、平成28年3月25日に招集いたしました組合議会に、本職から提案する議案として、別添「議案目録」のとおり議案書を送付いたします。

議 案 目 録

- 1 東埼玉資源環境組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 1 東埼玉資源環境組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 1 東埼玉資源環境組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

- 1 東埼玉資源環境組合監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 1 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について
- 1 東埼玉資源環境組合行政不服審査条例制定について
- 1 東埼玉資源環境組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 1 東埼玉資源環境組合特別職の職員で非常勤の者の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 1 東埼玉資源環境組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 1 東埼玉資源環境組合管理者、理事及び副管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 1 東埼玉資源環境組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 1 埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更について
- 1 第一工場ごみ処理施設基幹設備大規模改修工事請負契約の締結について
- 1 (仮称)汚泥再生処理センター建設工事請負契約の締結について
- 1 平成27年度東埼玉資源環境組合会計補正予算(第3号)について
- 1 平成28年度東埼玉資源環境組合会計予算について

以上でございます。

○飯塚恭代議長 以上で諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○飯塚恭代議長 これより会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第127条の規定により、議長において指名いたします。

17番 豊田吉雄 議員

18番 松井優美子 議員

19番 守屋亨 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○飯塚恭代議長 次に、会期の決定を議題といたします。

閉会中に議会運営委員会が開催されましたので、議会運営委員長から報告をお願いいたします。

野口佳司議会運営委員長。

〔野口佳司議会運営委員長登壇〕

○野口佳司議会運営委員長 閉会中に開催いたしました議会運営委員会の審査結果をご報告いたします。

今定例会に管理者から提出されました議案は、東埼玉資源環境組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてのほか15件であります。

一般質問通告者はありませんでした。

また、今定例会の会期につきましては、本日1日間と決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○飯塚恭代議長 以上で、議会運営委員長の報告を終了いたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯塚恭代議長 ご異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

◎平成28年度組合運営方針の説明

○飯塚恭代議長 次に、平成28年度の会計年度を迎えるに当たり、組合運営方針について説明を聴取いたします。

井上清副管理者。

〔井上 清副管理者登壇〕

○井上 清副管理者 おはようございます。

組合運営方針を述べさせていただく前に、高橋管理者におきまして、病氣療養中につき、

本定例会への出席がかないません。まことに申しわけございません。

本定例会におきましては、副管理者であります私が高橋管理者にかわりまして説明、答弁をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、早速、運営方針を述べさせていただきます。

平成28年3月定例組合議会をご招集申し上げましたところ、議員の皆様にはご健勝のうちにご出席をいただき、ありがとうございます。

本定例組合議会は、新年度の事業を執行する予算案をはじめとする議案をご審議いただきますが、管理者としての組合運営方針を申し述べ、議員の皆様そして管内住民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

昨年9月に関東各地で記録的な豪雨があり、茨城県常総市においては、鬼怒川の決壊、越水による水害が発生し、多くの方々が被災されました。

組合市町についても、各地で道路冠水や床上・床下浸水など、大きな被害を受けました。改めて被災されました皆様に衷心よりお見舞い申し上げます。

このたびの災害で、想定を超える自然の猛威の前では、私たちは時に無力であることをまざまざと見せつけられました。この経験を踏まえ、日頃より地震や水害等の自然災害に備え、災害発生時に迅速かつ的確に対応するためにも、廃棄物行政の一翼を担う自治体として、施設の更新事業をしっかりと進めていかなければならないと意を強くしたところです。

さて、昭和40年に発足した当組合は、管内住民の皆様のご理解ご協力により昨年50周年を迎え、また4月には草加市、八潮市の可燃ごみを処理する第二工場ごみ処理施設が完成し、本格的に稼働を開始いたします。

4月27日にはこれらを記念し、組合設立50周年と第二工場ごみ処理施設の竣工を兼ねて式典を挙げてまいります。

また、新しい年度を迎えるにあたり、事務分担を見直し組織改正を行い、資源エネルギー課、資源リサイクル課、建設準備室を統配合し、新たに、第一工場業務課、第二工場業務課を設置し、より効率的な組合運営を目指してまいります。

組合の運営経費につきましては、組合市町からの分担金や廃棄物処理手数料、電力売払代金などの収入で賄っております。

(仮称)汚泥再生処理センターの建設工事や既存施設の改修事業においては、国の交付金および地方債を活用し、また、電力の受給・供給については、電力の自由化に合わせて競争入札を実施することで、より有利な契約に見直すなど財源確保に努めてまいります。

財源の柱である組合市町からの分担金につきましては、第一工場ごみ処理施設の基幹設備大規模改修事業が、災害時に発生する廃棄物の処理強化に資する国の事業に認められ、新たに交付金対象となったことや、（仮称）汚泥再生処理センターの建設事業が低価格で落札されたことなどから、35億円としております。

財政の透明性を確保するための新たな地方公会計の導入につきましては、平成29年度までの運用開始を目指し、引き続き、公会計システムの整備に取り組んでまいります。

開かれた組合運営といたしましては、管内住民や事業者の皆様には、「広報リユース」や組合ホームページを通じ、組合の運営状況や実施事業等を公表し、わかりやすい情報提供を行ってまいります。

環境学習といたしましては、毎年、管内の小学4年生の約9割が工場見学に訪れていることから、ホームページやパンフレットにより最新情報を提供するとともに、「夏休み親子スクール」や組合市町のイベントへの参加を通じ、楽しく学べる仕組みを充実させてまいります。

また、地域住民および管内団体の皆様と協働して「環境と情報の集い」を開催し、環境保全やごみ減量への啓発を図ってまいります。

第一工場ごみ処理施設につきましては、これまでの過酷な運転状況から設備や機器類において経年劣化が進んでおりますが、第二工場ごみ処理施設の稼働に伴い、ごみ処理量が大幅に減少することから、平成28年度から平成31年度までの4カ年をかけて、毎年1炉ずつ停止しながら、排ガス処理設備更新工事およびボイラ水管取替工事等を行う基幹設備大規模改修工事を実施します。

また、プラント設備の長寿命化に併せて、屋上部鉄骨梁などの構造体の補強や屋根、外壁などの改修工事を、今後数年をかけて実施し、第一工場建屋本体の延命化も進めてまいります。

大規模改修工事の実施にあたりましては、地域住民の皆様との協議により、平成28年度から5年間の周辺環境整備を計画しており、越谷市が実施する道水路の整備事業に対して、経費の一部を負担してまいります。

そのほか、焼却処理のために稼働させる設備につきましては、計画的に機器・電気類の定期補修等工事を行ってまいります。

ごみ焼却に伴い発生する熱エネルギーを利用した廃棄物発電につきましては、第一工場および隣接する公共施設で使用するほか、余剰電力は売却してまいります。さらに、温水によ

る熱供給につきましても、引き続き、隣接する公共施設などへ安定供給を行ってまいります。

焼却灰につきましては、安定化したスラグに熔融処理し、管内にあります最終処分場エコパーク吉川「みどり」に埋立処分を行い、それ以外の焼却灰および薬剤処理後の焼却飛灰につきましては、管外最終処分場へ搬出し、安全かつ適正に処分してまいります。

今年度から第一工場および第二工場でごみ処理を行ってまいります。相互に連携を図り、ごみ搬入量および焼却量を調整しながら、安定かつ効率的な運営に努めてまいります。

緑のリサイクル事業として取り組んでおりますせん定枝、刈り草の堆肥化につきましては、搬入量が回復しないため堆肥の生産量に限りがあり、日数や販売量に制限を設けております。

現在搬入されているせん定枝、刈り草については、安全性が確認されておりますので、受入れの拡大を図り、安定した堆肥生産量を目指し、継続的な販売に努めてまいります。

第二工場ごみ処理施設につきましては、地域の皆様に親しまれる施設となるよう「人と自然との共生」をテーマに掲げ、平成26年1月に建設に着手し、安全な施工に細心の注意を払い、交付金等の財源確保に努めながら、建設を進めてまいりました。

施設の愛称につきましては、多くの方からご応募をいただき、柿の木を意味するパーシモンとリサイクルの造語の「パーシクル（P E R S I C L E）」にいたしました。

今後は、地元市や第二工場地元連絡協議会等と締結した公害防止協定を踏まえ、環境影響評価事後調査を実施するなど、地域住民の皆様の良好な生活環境を守りながら、草加市、八潮市と連携し、可燃ごみの処理を安全かつ効率的に行ってまいります。

（仮称）汚泥再生処理センターの建設および運営事業につきましては、昨年12月に一般競争入札により落札者が決定し、平成30年3月の竣工を目指して建設事業に取り組んでまいります。

この施設は、建設と15年間の運営事業を一体で計画しておりますことから、完成後の運営につきましても確実に実施できるよう準備を進めてまいります。

今年度は、周辺環境に配慮するとともに、合理的かつ効率的な施設となるよう実施設計と一部建設工事を実施いたしますが、早期に着工できるよう、関係機関との協議や手続きを行ってまいります。

施設の建設にあたりましては、地域住民の皆様との協議により、平成28年度から4年間の周辺環境整備を計画しており、八潮市が実施する道水路の整備事業に対して、経費を負担してまいります。

現在、スラグを埋め立てしている最終処分場および旧最終処分場につきましては、水処理

施設等の運転管理を包括的民間委託方式により実施し、安全で安定した維持管理に努めてまいります。

また、昨年度に引き続き、吉川市が実施する周辺環境整備事業に対して、経費を負担してまいります。

我が国には、すでに人口減少社会が到来しておりますが、管内においては人口90万を超え、現在も増加しております。

これは、組合市町が長年にわたって取り組んでこられたまちづくりの成果であります。当組合にとりましては、ごみの搬出量の増加要因ともなるもので、今後におけるごみ処理費用の増大を招きかねず、将来をしっかりと見据えた運営が求められます。

ごみ処理事業を取り巻く環境は、依然厳しい状況にあります。様々な取組を通じて、今後も持続可能な循環型社会の実現を目指し、「財政計画2013」を基本として、中長期的な視点を持つとともに、組合市町との連携を図りながら、計画性のある事業運営を推進してまいります。

管内住民の皆様が、安心して暮らせる地域づくりに努めてまいりますので、引き続き、ごみの分別収集と減量にご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上、当組合の運営方針を申し上げましたが、議員の皆様そして管内住民の皆様には、限りないご助言とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

○飯塚恭代議長 以上で組合運営方針についての説明を終わります。

◎管理者提出第1号議案ないし第16号議案

の一括上程、提案理由の説明

○飯塚恭代議長 次に、管理者提出第1号議案ないし第16号議案までの16件を一括して議題といたします。

副管理者から提案理由の説明を求めます。

井上清副管理者。

〔井上 清副管理者登壇〕

○井上 清副管理者 早速でございますが、本定例会には管理者より16件の議案をご提案申し上げます。十分にご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

それでは、各議案につき順次ご説明させていただきます。

まず、第1号議案 東埼玉資源環境組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

本議案は、公平委員会委員津田元五氏が平成28年3月30日をもって任期満了となり、退任いたします。その後任委員として木村博行氏を公平委員会委員として選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

木村氏の住所は、草加市八幡町702番地10、生年月日は、昭和39年8月13日でございます。

次に、第2号議案 東埼玉資源環境組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

本議案は、公平委員会委員石井孝光氏が平成28年3月30日をもって任期満了となり、退任いたします。この後任委員として会田幸一氏を公平委員会委員として選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

会田氏の住所は、八潮市大字八條1325番地、生年月日は、昭和25年6月20日でございます。

次に、第3号議案 東埼玉資源環境組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

本議案は、公平委員会委員佐久間竹二氏が平成28年3月31日をもって任期満了となり、退任いたします。その後任委員として野口仁一氏を公平委員会委員として選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

野口氏の住所は、三郷市早稲田一丁目23番地7、生年月日は、昭和30年8月11日でございます。

次に、第4号議案 東埼玉資源環境組合監査委員の選任につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

本議案は、監査委員浅賀正行氏が平成28年3月27日をもって任期満了となることに伴い、引き続き同氏を監査委員として選任いたしたく、組合規約第18条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、それぞれの略歴等につきましては、大変恐縮に存じますが、各議案をご参照いただき、ご了承賜りたいと存じます。

次に、第5号議案 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定についてご説明申し上げます。

本議案は、行政不服審査法が施行されることに伴い、関係条例について所要の改正を行う必要があるため提案するものでございます。

条例の内容でございますが、関係条例6条例について、行政不服審査法の法律番号の整備、不服申立ての種類を審査請求に一元化することに伴う規定の整備、審査請求に対する裁決に際し、第三者機関への諮問を経ることとされているものについては、審理員による審理手続を適用除外とするなどの整備を行うものでございます。

なお、本条例は平成28年4月1日から施行してまいります。

次に、第6号議案 東埼玉資源環境組合行政不服審査条例制定についてご説明申し上げます。

本議案は、行政不服審査法が施行されることに伴い、新たな行政不服審査制度の運営に必要な事項を定めるため提案するものでございます。

条例の内容でございますが、新たな行政不服審査法において、審査庁の職員である審理員が審査請求人と処分庁の両者の主張を公平に審理する仕組みが導入されます。これに伴い、本組合におきましても、行政不服審査法の審理手続を行うため審理員を置くものでございます。

また、審査庁が採決する際に第三者機関に諮問する仕組みが導入されることに伴い、管理者の附属機関として、東埼玉資源環境組合行政不服審査会を置くものでございまして、組織は行政不服審査制度について識見を有する委員3名以内とし、委員の任期は2年とするものでございます。

その他附則において、東埼玉資源環境組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正し、行政不服審査会委員の報酬等について定めるものでございます。

本条例は、平成28年4月1日から施行してまいります。

次に、第7号議案 東埼玉資源環境組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本議案は、職員の失職の特例を定める必要があるため提案するものでございます。

改正の内容でございますが、禁錮の刑に処せられた職員のうち過失による罪で刑の執行を猶予された者について、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとするができるよう、職員の失職の特例を定めるものでございます。

なお、本条例は公布の日から施行してまいります。

次に、第8号議案 東埼玉資源環境組合特別職の職員で非常勤の者の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本議案は、地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令が施行されることに伴い、所要の改正を行う必要があるため提案するものでございます。

改正の内容でございますが、地方公務員災害補償法による年金たる補償のうち、傷病補償年金と同一の事由により、厚生年金保険法による障害厚生年金等が併給される場合の調整率を0.86から0.88に改めるものでございます。

本条例は、平成28年4月1日から施行いたします。

次に、第9号議案 東埼玉資源環境組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本議案は、東埼玉資源環境組合特別職報酬等審議会の答申を尊重し、議員報酬を改定するとともに、期末手当に関する規定を整備するため提案するものでございます。

改正の内容でございますが、まず、議員報酬につきまして、議長は3万8,900円から4万3,400円に、副議長は3万4,700円から3万8,700円に、議員は3万3,700円から3万7,600円にそれぞれ引き上げるものでございます。

次に、期末手当につきまして、平成27年12月期の支給割合を100分の212.5から100分の222.5に改め、年間の支給割合を100分の410から100分の420とするものでございます。

そのほか平成28年度以降の6月期及び12月期の支給割合に係る規定の整備を行うものでございます。

なお、本条例は、平成27年12月期の期末手当に係る改正規定は公布の日から施行して、平成27年12月1日にさかのぼり適用し、その他の改正規定につきましては、平成28年4月1日から施行してまいります。

次に、第10号議案 東埼玉資源環境組合管理者、理事及び副管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本議案は、東埼玉資源環境組合特別職報酬等審議会の答申を尊重し、給料を改定するとともに、期末手当に関する規定を整備するため提案するものでございます。

改正の内容でございますが、まず、給料につきまして、管理者は9万9,600円から10万5,200円に、理事は8万2,900円から8万7,500円に、副管理者は74万円から78万2,000円にそれぞれ引き上げるものでございます。

次に、期末手当につきまして、平成27年12月期の支給割合を100分の212.5から100分の222.5に改め、年間の支給割合を100分の410から100分の420とするものでございます。

そのほか平成28年度以降の6月期及び12月期の支給割合に係る規定の整備を行うものでござ

ざいます。

なお、本条例は、平成27年12月期の期末手当に係る改正規定は公布の日から施行して、平成27年12月1日にさかのぼり適用し、その他の改正規定につきましては、平成28年4月1日から施行してまいります。

次に、第11号議案 東埼玉資源環境組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本議案は、一般職の国家公務員の給与の改正等に伴い、所要の改正を行う必要があるため提案するものでございます。

主な改正の内容でございますが、まず、人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の取り扱いに準じて給料を改定するものです。

次に、勤勉手当につきましては、平成27年12月期の支給割合を100分の75から100分の85に改め、期末勤勉手当の年間の支給割合を100分の410から100分の420とするものでございます。また、平成28年度以降の6月期及び12月期の支給割合に係る規定の整備を行うものでございます。

そのほか所要の条文整備を行うものでございます。

本条例は、給料の引き上げ及び平成27年12月期の勤勉手当に係る改正規定は公布の日から施行し、給料の引き上げに係る改正規定は平成27年4月1日に、平成27年12月期の勤勉手当に係る改正規定は同年12月1日にそれぞれさかのぼり適用することとしています。

また、その他の改正規定につきましては、平成28年4月1日から施行してまいります。

次に、第12号議案 埼玉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合の規約変更についてご説明申し上げます。

本議案は、埼玉縣市町村総合事務組合に、草加八潮消防組合を加入させること、及び皆野・長瀬上下水道組合の名称変更に伴い、埼玉縣市町村総合事務組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により提案するものでございます。

内容でございますが、平成28年4月1日から埼玉縣市町村総合事務組合に草加八潮消防組合を加入させるとともに、埼玉縣市町村総合事務組合に加入しております皆野・長瀬上下水道組合が皆野・長瀬下水道組合に名称変更することに伴い、組合規約を変更することについて関係地方公共団体と協議するものでございます。

なお、本規約は平成28年4月1日から施行してまいります。

次に、第13号議案 第一工場ごみ処理施設基幹設備大規模改修工事請負契約の締結につい

てご説明申し上げます。

本議案は、第一工場ごみ処理施設基幹設備大規模改修工事請負契約を締結するに当たり、予定価格が東埼玉資源環境組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定する額以上となるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により提案するものでございます。

契約の目的は、第一工場ごみ処理施設基幹設備大規模改修工事、契約方法は随意契約による契約、契約金額は40億5,972万円、履行期限は平成32年3月31日、契約の相手方は日立造船株式会社東京本社でございます。

第一工場の施設の概要でございますが、所在地は越谷市増林三丁目2番地1、敷地面積は4万4,875平方メートル、処理能力は1日当たり800トン、処理方式は全連続燃焼式機械炉でございます。

工事の概要及びスケジュールでございますが、第二工場ごみ処理施設の本稼働により、第一工場における焼却量が減少することから、平成28年度から4カ年をかけて、主に排ガス処理設備更新工事、ボイラ水管取替工事を行うもので、当面平成45年度までの稼働に支障が生じないように、設備の延命化を図るものでございます。

排ガス処理設備更新工事につきましては、平成28年度から平成31年度までの4年間で、焼却炉を1炉ずつ停止して、バグフィルタや煙道の更新工事等を実施いたします。

ボイラ水管取替工事は、平成30年度、平成31年度の2年間で、第一仕切壁の取り替えやボイラ灰搬出装置及び3次加熱器の更新工事を行ってまいります。

次に、第14号議案（仮称）汚泥再生処理センター建設工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

本議案は、（仮称）汚泥再生処理センター建設工事請負契約を締結するに当たり、予定価格が東埼玉資源環境組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定する額以上となるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により提案するものでございます。

契約の目的は、（仮称）汚泥再生処理センター建設工事、契約方法は一般競争入札による契約、契約金額は25億6,500万円、履行期限は平成30年3月31日、契約の相手方はクリタス・松村組特定建設工事共同企業体で、代表者は株式会社クリタスでございます。

このたびの入札に当たりましては、建設事業と15年間の運營業務をあわせて入札を執行したこと、水処理方式等を事業者の提案によるものとしたことなどから、低入札価格調査制度

による調査基準価格を設けました。入札の結果、調査基準価格を下回る入札となったため、入札参加者のうち最も低い価格で入札した事業者に対し、履行確認の調査を実施した上で落札者を決定いたしました。

設備の概要及びスケジュールでございますが、建設場所は八潮市大字八條700番地、敷地面積は2万5,477.4平方メートル、処理能力は1日当たり235キロリットル、処理方式は固液分離プラス水処理方式、資源化方式は助燃剤化方式でございます。

施設の建設に当たりましては、既存のし尿処理施設敷地内の一部分、約6,700平方メートルの区域に建設するもので、隣接する第二工場ごみ処理施設と連携を図った効率的な施設となるよう、発注仕様書や提案された水処理方式等に基づき施設の実施設計を行い、許認可等の申請手続を進めてまいります。

工事につきましては、許認可等の諸手続が終了次第速やかに着手いたします。施設の完成時期は、平成29年度末を予定しておりますが、一日も早く完成できるよう努めてまいります。

なお、施設の案内図、配置図等をお手元の議案書に添付してございますので、ご参照いただき、ご了承賜りたいと存じます。

次に、第15号議案 平成27年度東埼玉資源環境組合会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

補正予算書及び補正予算説明書の6ページをごらんいただきたいと存じます。

このたびの補正予算では、3,385万円を減額いたしますが、歳入では、2款使用料及び手数料、4款財産収入と7款諸収入の増額及び5款繰入金の整理が主なもので、歳出では、6款基金積立金を増額するほか、1款議会費から5款公債費までの事業費の確定に伴う整理が主なものでございます。

14ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、歳入でございますが、2款使用料及び手数料、1項手数料では、事業系ごみの搬入量増加により、ごみ処理手数料を1億270万円増額いたします。

次に、3款国庫支出金、1項国庫補助金の2目建設費国庫補助金では、517万円を減額いたしますが、（仮称）汚泥再生処理センター建設事業に係る事業費の確定に伴う整理でございます。

次に、4款財産収入、2項財産売払収入では、1億5,000万円を増額いたしますが、電力の売払単価の上昇などによる電力売払代金の増額でございます。

16ページをごらんいただきたいと存じます。

5 款繰入金では、予算の整理に伴い、基金繰入金を 5 億 5,000 万円減額いたします。

次に、7 款諸収入、2 項雑入では、3 億 37 万円を増額いたしますが、平成 24 年度及び平成 26 年度の放射線対策に要した経費に対する原子力損害弁償金 2 億 8,887 万円が主なものでございます。

次に、8 款組合債では、2 目合わせて 3,440 万円を減額いたしますが、第一工場ごみ処理施設及び第二工場し尿処理施設の事業債を事業費の確定に伴い整理するものでございます。

30 ページをごらんいただきたいと存じます。

続きまして、歳出でございますが、30 ページの 1 款議会費から 38 ページの 5 款公債費までにつきましては、それぞれ人件費や事業費の確定等に伴い整理するものでございますので、補正予算説明書をごらんいただき、ご了承賜りたいと存じます。

40 ページをごらんいただきたいと存じます。

6 款基金積立金、1 目廃棄物処理施設整備基金費では、歳入歳出予算を整理し、3 億 890 万円を増額するものでございます。

恐れ入りますが、8 ページをごらんいただきたいと存じます。

続きまして、債務負担行為補正でございます。

第二工場（仮称）汚泥再生処理センター運営委託料の変更でございますが、入札結果に基づきまして、平成 27 年度から平成 44 年度までの期間は変更せず、限度額につきまして 13 億 140 万円に、賃金変動、物価変動及び消費税制度等の変更による増減額を加算した額に変更するものでございます。

次に、地方債補正は 2 件でございますが、第一工場ごみ処理施設整備事業及び第二工場し尿処理施設建設事業で、事業債の確定に伴い限度額を変更するものでございます。

次に、第 16 号議案 平成 28 年度東埼玉資源環境組合会計予算についてご説明申し上げます。

予算書及び予算説明書の 10 ページをごらんいただきたいと存じます。

平成 28 年度の予算規模は、対前年度比 6.1% 増の 71 億 8,400 万円でございます。

まず、歳入につきましてご説明申し上げます。

3 款国庫支出金が対前年度比 4,572.6% の増、8 款組合債が対前年度比 329.4% の増となっておりますが、これは新たに始まります第一工場ごみ処理施設の大規模改修事業が循環型社会形成推進交付金の対象事業となり、また、（仮称）汚泥再生処理センター建設工事が始まるため、歳入予算の増加となっております。

16 ページをごらんいただきたいと存じます。

1 款分担金及び負担金、1 項分担金では、組合を構成する 5 市 1 町からの分担金でございますが、対前年度比 7 億円減額の 35 億円でございます。これは、大規模改修事業の国庫補助採択や（仮称）汚泥再生処理センターの建設工事が計画より大幅に減額となったことなどにより、「財政計画 2013」における廃棄物処理施設整備基金の残高見込みとの乖離を考慮し減額したものでございます。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料では、事業系ごみ搬入に対して徴収するごみ処理手数料で、対前年度比 1 億 130 万円増の 14 億 4,860 万円でございます。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金のうち、第一工場廃棄物処理費補助金では、第一工場ごみ処理施設の大規模改修工事に係る循環型社会形成推進交付金などで、最終処分場に係る補助金を合わせ、対前年度比 1 億 7,980 万円増の 1 億 8,010 万円でございます。

建設費国庫補助金では、（仮称）汚泥再生処理センターの建設工事に係る循環型社会形成推進交付金で、対前年度比 2 億 430 万円増の 2 億 1,240 万円でございます。

18 ページとなりますが、4 款財産収入、2 項財産売却収入では、電力売払代金などで、対前年度比 1 億 1,900 万円減の 6 億 5,300 万円でございます。電力の自由化に伴い、売り払い先の入札を行い、売電単価が上昇となりましたが、第二工場ごみ処理施設の稼働により、第一工場ごみ処理施設へのごみ搬入量が大幅に減少することに伴い、電力売払代金が減少となっております。

5 款繰入金では、対前年度比 1 億 1,000 万円増の 2 億 2,000 万円でございます。

6 款繰越金では、前年度と同額の 1 億円でございます。

20 ページとなりますが、7 款諸収入、2 項雑入では、金属類売払代金などで、対前年度比 52 万円増の 2,180 万円でございます。

8 款組合債、1 項組合債では、第一工場ごみ処理施設整備事業費 4 億 720 万円と（仮称）汚泥再生処理センター建設事業債 4 億 2,030 万円を合わせて、対前年度比 6 億 3,480 万円増の 8 億 2,750 万円でございます。

次に、歳出につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、12 ページをごらんいただきたいと存じます。

4 款建設費が対前年度比 54.3% の増となっておりますが、第二工場ごみ処理施設建設事業が終了となりましたが、（仮称）汚泥再生処理センターの建設工事費などを計上したため増加となっております。

恐れ入りますが、50 ページをごらんいただきたいと存じます。

1 款議会費、1 目議会費では、議会運営に係る諸経費及び人件費などでございます。

56ページとなりますが、2 款総務費、1 目一般管理費では、第一工場の空調設備更新などを行う施設改修工事費を含む第一工場施設等管理費 3 億5,509万円、60ページとなりますが、庁内LANのシステム運用及び職員用パソコン整備のための庁内LAN運用事業1,963万円、62ページとなりますが、新たな地方公会計を導入するための公会計システム構築委託料を含む出納管理費958万円などを計上しております。

66ページとなりますが、3 款事業費では、組織改正に伴い、目の予算を組み替え、名称を改めております。

2 目第一工場廃棄物処理費には、ごみ処理事業、発電事業及び堆肥化事業を計上してございます。

また、4 目第二工場廃棄物処理費では、ごみ処理事業、し尿処理事業及び最終処分場事業を計上しております。

まず、2 目第一工場廃棄物処理費につきましては、第一工場ごみ処理事業では可燃ごみの焼却処理に使用する薬剤購入費 2 億8,000万円、ごみ処理施設運転委託料 4 億7,000万円、焼却灰などの灰等搬出処分委託料 4 億6,000万円などで、大規模改修工事に伴い 3 炉運転となるため運転方法を検討し、経費の削減を図っております。

焼却炉定期補修等工事費 7 億9,000万円は、工事の内容に合わせて、オーバーホール工事費から名称を変更しております。

さらに今年度から 4 カ年をかけて実施するごみ処理施設基幹設備大規模改修工事費 6 億4,000万円など、プラント運転に係る経費を計上し、第一工場ごみ処理事業は32億4,910万円でございます。

68ページとなりますが、第一工場発電事業では、発電設備定期補修等工事費 5 億3,000万円が主なもので、6 億3,805万円を計上しております。

堆肥化事業では、せん定枝・刈り草の堆肥化施設設備の修繕料1,140万円が主なもので、1,843万円を計上しております。

72ページとなりますが、4 目第二工場廃棄物処理費につきましては、第二工場ごみ処理事業では、施設全体の運営とプラント運転を行うためのごみ処理施設運営委託料 1 億9,000万円が主なもので、2 億1,200万円を計上しております。

第二工場し尿処理事業では、生し尿及び浄化槽汚泥処理に係る経費として、し尿処理施設運転委託料 1 億9,760万円が主なもので、2 億390万円を計上しております。

74ページとなりますが、最終処分場埋立事業では、スラグの埋め立て処分に係る経費として、最終処分場運転委託料3,800万円が主なもので、4,540万円を計上しております。

4款建設費、1目（仮称）汚泥再生処理センター建設費では、平成30年4月の稼働を目指して進めてまいりますが、センターの建設工事に係る監理委託料2,090万円、（仮称）汚泥再生処理センター建設工事費6億6,700万円が主なもので、6億9,840万円を計上しております。

5款公債費、1目元金及び2目利子では、74ページから76ページとなりますが、長期債を償還する元金で7億3,810万円、長期債への支払利子及び一時借入金利子で6,720万円を計上しております。

6款基金積立金、1目廃棄物処理施設整備基金費では、基金への積立金といたしまして、基金運用に伴う利子分として2,030万円を計上しております。

7款予備費につきましては、1億円でございます。

恐れ入りますが、8ページをごらんいただきたいと存じます。

次に、地方債につきましては、第一工場ごみ処理施設整備事業及び（仮称）汚泥再生処理センター建設事業の2件で、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、予算書をごらんいただきまして、ご了承賜りたいと存じます。

以上、都合16議案につきまして提案説明を申し上げましたが、十分にご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○飯塚恭代議長 以上で提案理由の説明を終わります。

ここで、ごみ処理常任委員会の開催並びに議案審査のため、議場外休憩に入ります。

この際、暫時休憩いたします。

午前 11時40分 休憩

午後 1時01分 再開

◎開議の宣告

○飯塚恭代議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諸般の報告

○飯塚恭代議長 この際、諸般の報告をいたします。

休憩中に開催されましたごみ処理常任委員会における副委員長の互選結果を報告いたします。

ごみ処理常任副委員長に、降旗聡委員が選出されました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎管理者提出第1号議案の質疑

○飯塚恭代議長 管理者提出議案に対する質疑を順次行います。

質疑に当たっては、1回目は登壇して発言席にて行い、2回目以降は自席で行ってください。

管理者提出第1号議案 東埼玉資源環境組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○飯塚恭代議長 質疑はなしと認め、これにて質疑を終結いたします。

◎管理者提出第2号議案の質疑

○飯塚恭代議長 次に、管理者提出第2号議案 東埼玉資源環境組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○飯塚恭代議長 質疑はなしと認め、これにて質疑を終結いたします。

◎管理者提出第3号議案の質疑

○飯塚恭代議長 次に、管理者提出第3号議案 東埼玉資源環境組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○飯塚恭代議長 質疑はなしと認め、これにて質疑を終結いたします。

◎管理者提出第4号議案の質疑

○飯塚恭代議長 次に、管理者提出第4号議案 東埼玉資源環境組合監査委員の選任につき同意を求めることについて質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○飯塚恭代議長 質疑はなしと認め、これにて質疑を終結いたします。

◎管理者提出第5号議案の質疑

○飯塚恭代議長 次に、管理者提出第5号議案 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○飯塚恭代議長 質疑はなしと認め、これにて質疑を終結いたします。

◎管理者提出第6号議案の質疑

○飯塚恭代議長 次に、管理者提出第6号議案 東埼玉資源環境組合行政不服審査条例制定について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○飯塚恭代議長 質疑はなしと認め、これにて質疑を終結いたします。

◎管理者提出第7号議案の質疑

○飯塚恭代議長 次に、管理者提出第7号議案 東埼玉資源環境組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○飯塚恭代議長 質疑はなしと認め、これにて質疑を終結いたします。

◎管理者提出第8号議案の質疑

○飯塚恭代議長 次に、管理者提出第8号議案 東埼玉資源環境組合特別職の職員で非常勤の者の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○飯塚恭代議長 質疑はなしと認め、これにて質疑を終結いたします。

◎管理者提出第9号議案の質疑

○飯塚恭代議長 次に、管理者提出第9号議案 東埼玉資源環境組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

1番、細川議員。

〔1番 細川 威議員登壇〕

○1番 細川 威議員 第9号議案について質疑をいたします。

本議案は、議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例となっております。提案理由を見ますと、特別職報酬等審議会の答申を尊重し、今回の改正に至るといふふうにございますが、具体的にどのような答申内容を尊重されて今回の改正に至ったのか、重立ったもので結構ですので、お聞かせください。

以上です。

○飯塚恭代議長 ただいまの質疑に対し、副管理者の答弁を求めます。

井上清副管理者。

〔井上 清副管理者登壇〕

○井上 清副管理者 ただいまの細川議員さんのご質問に対しましては事務局長から答弁申し上げます。

○飯塚恭代議長 事務局長。

〔岩上福司事務局長登壇〕

○岩上福司事務局長 それでは、ただいまの質問にお答えさせていただきます。

報酬等を上げる理由と審議内容等についてでございますけれども、当組合の特別職の報酬等の取り扱いにつきましては、越谷市におけます特別職の報酬等の額や改定状況、構成市町の状況を考慮いたしまして改定を重ねてきた経過がございます。

当組合の特別職におきましては、平成12年に引き上げ改正を実施して以来16年間にわたり、一般職員の給与が引き下げられる場合には同様に引き下げを行い、職員が引き上げられる場合においても据え置き措置としてきたところでございます。このたび構成市町のうち越谷市及び八潮市におきまして、それぞれの報酬審議会から引き上げ答申がされ、3月議会に提案されており、議決がされている状況でございます。

こうした中、当組合におきまして、改定の理由といたしましては、一般職員においては2カ年続けて人事院からの給与引き上げの勧告がされており、政府を挙げて賃上げに向けた動きを推進していること、当組合の管内人口につきましては90万人を超えており、中核市である越谷市を構成団体とし、政令指定都市並みの人口規模を有しているということ、新たに建設を進めてきました第二工場ごみ処理施設が4月に本格稼働を迎え、18年ぶりに2工場体制の運営になります。それと平成28年度からは（仮称）汚泥再生処理センターの建てかえ事業、また、第一工場の延命化のための大規模改修事業など、組合運営の根幹となる事業が進められ、一層の組織運営のマネジメントが求められる状況にあるといったことなどを勘案いたしまして、特別職の報酬等審議会に諮問をさせていただき、答申を得て、今回の提案に至った経過でございます。

以上でございます。

○飯塚恭代議長 ただいまの答弁に対し、再質疑はありますか。

1番、細川議員。

○1番 細川 威議員 1点お伺いします。

組合議会議員の報酬の改正についてはある程度の客観的な視点が必要だと思うんですが、

今回、特別職の報酬等審議会が行われたということで、審議会ではどのような方がメンバーになっているのか、これについてお聞かせください。

○飯塚恭代議長 ただいまの再質疑に対し、副管理者の答弁を求めます。

井上清副管理者。

〔井上 清副管理者登壇〕

○井上 清副管理者 事務局長から答弁申し上げます。

○飯塚恭代議長 事務局長。

〔岩上福司事務局長登壇〕

○岩上福司事務局長 それでは、お答えさせていただきます。

審議会委員の関係でございますが、構成人数につきましては10名でございます。常設ではなく、その都度設置するといった形態をとっておりまして、構成5市1町からそれぞれ推薦をいただきました方に選任をさせていただいております。それぞれの構成市町で報酬審議会の委員を務められている方々で、各種団体の代表や連合自治会長の役職を務められている方でございます。越谷市、草加市が3名ずつでございます、その他の団体につきましては1名ずつといった構成でございます。

以上でございます。

○飯塚恭代議長 ただいまの再答弁に対し、重ねての質疑はありませんか。

○1番 細川 威議員 ありません。

○飯塚恭代議長 ほかに質疑はありませんか。

7番、武藤議員。

〔7番 武藤 智議員登壇〕

○7番 武藤 智議員 2点について質疑をさせていただきます。

答申を見せていただきまして、答申の中に、組合議会には政務活動費の支給がないこと等を踏まえ、中核市を構成団体として政令指定都市並みの管内人口を有する当組合においても、改定することが妥当であるとありますが、同等の他団体との比較について、わかる範囲でお聞かせください。

2点目といたしまして、議員報酬及び期末手当を増額した場合、年額総額でどのくらいの増額になるか、金額をお聞かせください。

以上、2点、よろしく願いいたします。

○飯塚恭代議長 ただいまの質疑に対し、副管理者の答弁を求めます。

井上清副管理者。

〔井上 清副管理者登壇〕

- 井上 清副管理者 組合の方針につきましては、他団体等との比較ということになりますと、越谷市に準じて行っておりますので、越谷市議会議員の報酬の改定とあわせて答申をいただいております。その際の対象といたしましては、同等と申し上げますのは、まず越谷・松伏水道企業団の議会がございますので、そういった企業団等との均衡は保っております。
- その他につきましては、事務局長からお答え申し上げます。

- 飯塚恭代議長 事務局長。

〔岩上福司事務局長登壇〕

- 岩上福司事務局長 それでは、お答えさせていただきます。

改定に伴う給与等の影響額でございますが、議員報酬につきましては約110万円、期末手当につきましては約48万円でございます。

以上でございます。

- 飯塚恭代議長 ただいまの答弁に対し、再質疑はありますか。

- 7番 武藤 智議員 ありません。

- 飯塚恭代議長 ほかに質疑はありますか。

11番、鹿野議員。

〔11番 鹿野泰司議員登壇〕

- 11番 鹿野泰司議員 議長の指名がありましたので、1点お聞かせいただきたいと思えます。

先ほどもありましたように報酬等審議会の答申を受けてということではありますが、審議会におけます議論の内容につきましてご紹介をいただきたいと思えます。

- 飯塚恭代議長 ただいまの質疑に対し、副管理者の答弁を求めます。

井上清副管理者。

〔井上 清副管理者登壇〕

- 井上 清副管理者 事務局長から答弁申し上げます。

- 飯塚恭代議長 事務局長。

〔岩上福司事務局長登壇〕

- 岩上福司事務局長 それでは、お答えさせていただきます。

特別職の報酬等審議会でのどのような議論がされたかということですが、審議会

は、現行の報酬等の説明、構成市町や水道企業団などの状況などを説明させていただいた後、委員の皆さんにご協議をいただいたところでございます。

審議会で出された意見といたしましては、組合設立以来の特別職報酬決定の考え方ということでございまして、こちらにつきましては、事務局より、当組合並みの規模の清掃一部事務組合は全国的にもないことがあって、設立以来、構成市町の状況、とりわけ管理者を越谷市長が務めていることなどから、特に越谷市の改定に準じて取り扱ってきた経過があるというふうにご説明させていただいております。

また、議会の開催状況や開催時間はどのようになっているのかということがございまして、こちらにつきましては、定例会が年4回開かれ、議案の提出状況によりますけれども、午前中で閉会することもあるということと議会運営委員会が毎定例会前に開催され、また3つの常任委員会があり、必要に応じて審議等を行っているといったことを事務局のほうで説明させていただいております。

また、組合職員の人件費の割合ということはどうなっているのかということがいろいろ議論があり、その中で委員さんのほうから、これまでの組合特別職の報酬の経過を踏まえ、事務局の考え方でよいのではないかという話があり、全員異議なく、このような形で決定されております。

以上でございます。

○飯塚恭代議長 ただいまの答弁に対し、再質疑はありませんか。

11番、鹿野議員。

○11番 鹿野泰司議員 今、内容ということでお話がありました。私が聞きたいことにつきましてはお話がありませんでしたので、なかったのかどうかわかりませんが、1点お聞かせいただきたいのは、先ほどもお話がありましたように、同様の団体はないのだというようなお話もありました。私は、10号議案も関係する部分があるのですけれども、議員、管理者、理事は、本業のといえますか、本来の報酬を各自治体でもっていただいている。その上に立って、この組合の構成市ということでそれぞれ任に当たって報酬をいただいているという形になるのかなというふうに思うわけです。そういうことでいいますと、仕事としてこちらに来ているということからすれば、まるきりゼロでもいいというふうに言うつもりはありませんけれども、報酬の額そのものがかなり抑えられてよいのではないかと考えるわけですけれども、審議会の中ではそういう意見等々については全然なかったのでしょうか。

○飯塚恭代議長 ただいまの再質疑に関し、副管理者の答弁を求めます。

井上清副管理者。

〔井上 清副管理者登壇〕

○井上 清副管理者 鹿野議員さんのご質問に私のほうから答弁申し上げます。

ただいまのようなご意見は審議会の中では一切出ておりません。

ただ、経過を申し上げますと、組合議員さんにとりましては、先ほど局長のほうから日ごろの活動を申し上げたところがございますが、特に近年には第二工場の建設に当たりましての特別委員会でありますとか、し尿につきましてはし尿処理常任委員会の皆さんに特別委員会的な役目も果たしていただいたり、そのような活動もいたしております。

また、各市町の議員活動の延長線ではというふうなご趣旨のご質問でございますが、組合は一部事務組合として設立された一つの団体でございますが、それぞれの構成市町の議会とは異なった形で組合議会を形成いたしております。これは5市1町でこの一部事務組合を設立する際に分担金も含めまして、組合としては議会はこういう形で、定数を24名にするでありますとか、報酬云々等、これは設立当時の一行政自治体として、一部事務組合としてスタートいたしておりますので、お気持ちは十分わかりますけれども、趣旨は異なってくるのではないかと思います。

以上です。

○飯塚恭代議長 ただいまの再答弁に対し、重ねての質疑はありませんか。

○11番 鹿野泰司議員 なし。

○飯塚恭代議長 ほかに質疑はありませんか。

13番、白川議員。

〔13番 白川秀嗣議員登壇〕

○13番 白川秀嗣議員 先ほどの副管理者のご説明によりますと、本組合の議員報酬は越谷市に準じて改定してきたというご説明でした。

そこで、まず第1点目は、越谷市及び八潮市の引き上げの率が幾らか教えてください。

2番目は、今回提案されております組合の議員報酬の引き上げの率及び根拠を示してください。

3点目は、これまで、昭和40年から発足をして、私の知っている限りでは改定が十数回行われたと思うんですが、その場合に越谷市との関係で、越谷市の引き上げの時期、あるいは引き上げの率とどのように関係してきたのか。お示しをいただきたいと思っております。

以上です。

○飯塚恭代議長 ただいまの質疑に対し、副管理者の答弁を求めます。

井上清副管理者。

〔井上 清副管理者登壇〕

○井上 清副管理者 ただいまの質問に対しましては、事務局長から答弁申し上げます。

○飯塚恭代議長 事務局長。

〔岩上福司事務局長登壇〕

○岩上福司事務局長 それでは、お答えさせていただきます。

越谷市の議員報酬の引き上げの改定率につきましては、11.65%でございます。また、八潮市の議員報酬の改定につきましては、引き上げが1万5,000円になりまして、3.95%の引き上げ率になってございます。

それから、今までの経過でございますけれども、平成12年までは人勧とともに上げてきた経過がございますが、それ以降につきましては人勧とあわせて全て下げてきているといった状況でございます。越谷市と連携をする中で、組合のほうも同様に引き下げをしている状況でございます。率等につきましては細かい数字等につきましては、今持ち合わせておりませんので、説明が不足してまいります。

その他説明の補足につきましては、副参事のほうから答弁させていただきます。

以上でございます。

○飯塚恭代議長 事務局副参事（兼）総務課長。

〔永福 徹事務局副参事（兼）総務課長登壇〕

○永福 徹事務局副参事（兼）総務課長 それでは、局長のほうから答弁させていただいた以外の部分につきまして、私のほうからご説明申し上げます。

組合の議員さんの引き上げ率の推移でよろしいのでしょうか。平成12年4月に最後の引き上げを行ってございまして、このときの引き上げ率が3.37%でございます。その前が平成6年にさかのぼりまして、5.16%の改定ということをしてきた経過がございます。

越谷市の議員さんの正式な数字は今持ち合わせておりません。ただ、基本的にはこれに近い率での改定を行ってきたということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○飯塚恭代議長 ただいまの答弁に対し、再質疑はありませんか。

13番、白川議員。

○13番 白川秀嗣議員 ありがとうございます。

お聞きしたいのは、まず、越谷市と八潮市のはわかりました。今回の当組合の引き上げ率は越谷市ともし準ずるとすれば11.65というふうに理解してよいか1つです。

それから、これまでの経緯、率はわかりましたが、基本的には越谷市の議員報酬が引き上がったときに応じて資源環境組合の議員報酬も引き上がってきた。時期の問題、それから、率の問題も越谷市の引き上げと同幅を引き上げてきたというふうに理解してよいか、よろしくをお願いします。

○飯塚恭代議長 ただいまの質疑に対し、副管理者の答弁を求めます。

井上清副管理者。

〔井上 清副管理者登壇〕

○井上 清副管理者 再度のご質問でございますが、改定率につきましては、組合としましては11.57%、越谷市の場合は11.65%ということになります。

それから、報酬の改定時期でございますが、既に白川議員さんご承知の上でご質問かと思っておりますけれども、越谷市議会の報酬等の改正に準じて改正をするというのが今日までの経過でございますので、そういう形の中で組合でも報酬審議会からそのような考え方で答申をいただいております。その結果、このたびの3月議会では越谷市議会のほうでも可決されたということも含めまして、組合としても同様に提案をさせていただいた。同様に、八潮市におきましても議会で可決されたということをお聞きしております。これは先ほど局長から答弁申し上げましたけれども、そのような形で経過を踏まえて提案をさせていただいておりますので、どうぞご趣旨をご理解いただきまして、今後とも活動賜りますようお願いしたいと思います。

以上です。

○飯塚恭代議長 ただいまの再答弁に対し、重ねての質疑はありませんか。

○13番 白川秀嗣議員 ありません。

○飯塚恭代議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○飯塚恭代議長 質疑はなしと認め、これにて質疑を終結いたします。

◎管理者提出第10号議案の質疑

○飯塚恭代議長 次に、管理者提出第10号議案 東埼玉資源環境組合管理者、理事及び副管理

者の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○飯塚恭代議長 質疑はなしと認め、これにて質疑を終結いたします。

◎管理者提出第11号議案の質疑

○飯塚恭代議長 次に、管理者提出第11号議案 東埼玉資源環境組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○飯塚恭代議長 質疑はなしと認め、これにて質疑を終結いたします。

◎管理者提出第12号議案の質疑

○飯塚恭代議長 次に、管理者提出第12号議案 埼玉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○飯塚恭代議長 質疑はなしと認め、これにて質疑を終結いたします。

◎管理者提出第13号議案の質疑

○飯塚恭代議長 次に、管理者提出第13号議案 第一工場ごみ処理施設基幹設備大規模改修工事請負契約の締結について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○飯塚恭代議長 質疑はなしと認め、これにて質疑を終結いたします。

◎管理者提出第14号議案の質疑

○飯塚恭代議長 次に、管理者提出第14号議案（仮称）汚泥再生処理センター建設工事請負契約の締結について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○飯塚恭代議長 質疑はなしと認め、これにて質疑を終結いたします。

◎管理者提出第15号議案の質疑

○飯塚恭代議長 次に、管理者提出第15号議案 平成27年度東埼玉資源環境組合会計補正予算（第3号）について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

10番、吉田議員。

〔10番 吉田俊一議員登壇〕

○10番 吉田俊一議員 10番、吉田俊一です。

平成27年度補正予算について、1点お尋ねをいたします。

歳入の第4款財産収入、生産物売払収入、15ページに詳細が書かれておりますが、先ほど電力売払代金の単価が上がったことによるものだという説明がありましたが、内容、幾ら値上げがあったのかとか、その経緯について説明を求めたいと思います。

○飯塚恭代議長 ただいまの質疑に対し、副管理者の答弁を求めます。

井上清副管理者。

〔井上 清副管理者登壇〕

○井上 清副管理者 事務局長から答弁申し上げます。

○飯塚恭代議長 事務局長。

〔岩上福司事務局長登壇〕

○岩上福司事務局長 それでは、ただいまの質問にお答えさせていただきます。

電力売払代金の増額の関係でございますが、私どもの電力売り払いにつきましては、東京電力のほうへ、平成25年度から平成27年度の3カ年の長期契約を結んで、安定して収入を得るということでやっております。その際の3カ年の基本単価にて当初予算は計上させていただいてございます。その基本単価につきましては、平均でございますけれども、1キロワッ

トアワー当たり約10円となっております。これを当初の予算編成を終わった後に、平成25年から平成27年の毎年、付加価値ということで東京電力のほうから付加価値分の単価増が示され、その単価増が1キロワットアワー当たり1円の増となったため、約1億円の収入増といったことでございます。こちらにつきましては計画的、効率的な運転にこれからも努めて、電力売払代金が増額になるよう努めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○飯塚恭代議長 ただいまの答弁に対し、再質疑はありませんか。

10番、吉田議員。

○10番 吉田俊一議員 再度お尋ねをいたします。

総額では1億5,000万円ということで、かなりの金額ですが、単価で直すと約1円ということでもあります。それで前にもお話したこともあります。売電の単価が少し安過ぎるのではないかと、きちんと交渉すべきではないかという話をしましたが、今回は交渉の結果1円上がったという意味なのか、交渉しなくて、東京電力側の計算式によって付加価値分が1円上がったのか、どちらなのでしょう。

○飯塚恭代議長 ただいまの再質疑に対し、副管理者の答弁を求めます。

井上清副管理者。

〔井上 清副管理者登壇〕

○井上 清副管理者 3年間の包括契約ということでスタートいたしておりますので、その都度、毎年基本単価は単価で決定はされておりましたけれども、その年度、年度の中で協議の中での1円ということになりますので、そういう形の中で3年間、ことして終わりますので、そういう形の中での結果ということでご了承賜りたいと思います。

また、当初予算のほうにもかかわる問題でございますが、この料金の関係につきましては、吉田議員さんご指摘のように、新年度は新たに指名競争入札による今までと違った単価になりますので、これは後ほどまた機会があればご説明申し上げたいと思いますが、以上の経過の中で、昨年と同様に1円の付加がついたという形でご理解いただきたいと思います。

○飯塚恭代議長 ただいまの再答弁に対し、重ねての質疑はありませんか。

○10番 吉田俊一議員 ありません。

○飯塚恭代議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○飯塚恭代議長 質疑はなしと認め、これにて質疑を終結いたします。

◎管理者提出第16号議案の質疑

○飯塚恭代議長 次に、管理者提出第16号議案 平成28年度東埼玉資源環境組合会計予算について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

10番、吉田議員。

〔10番 吉田俊一議員登壇〕

○10番 吉田俊一議員 議案第16号の平成28年度予算についてお尋ねをします。

歳入の1款分担金について、まずお尋ねをいたします。

16ページから17ページに詳細が示されておりますが、今回は前年と比べて総額が7億円減額となり、35億円という総額になっています。まずは総額が減額されたということは評価すべきことと思いますが、この減額の努力の内容を説明いただきたいと思います。

2点目は、17ページに構成5市1町の分担金の総額が示されておりますが、人口1人当りに換算するとどのくらいになるのか、示していただきたいと思います。

続きまして、4款の財産収入、ページで18ページから19ページでございますが、補正予算で質問しました電力売払代金については、新年度はどういった計上になっているのか、ご説明いただきたいと思います。

○飯塚恭代議長 ただいまの質疑に対し、副管理者の答弁を求めます。

井上清副管理者。

〔井上 清副管理者登壇〕

○井上 清副管理者 分担金と、電力売払代金の2点についてご質問いただきましたけれども、事務局長からご説明申し上げます。

○飯塚恭代議長 事務局長。

〔岩上福司事務局長登壇〕

○岩上福司事務局長 それでは、分担金の減額の理由につきましてご説明をさせていただきます。

「財政計画2013」におきましては、中長期的な計画を立てて、平成25年9月に策定をし、この分担金につきましては平準化を図る観点から、平成26年度から42億円としてございます。28年度につきましても42億円を予定しておりましたが、予算書にありますとおり、7億円減

額をし、35億円とさせていただきました。

これは、財政計画の策定時に想定していなかった歳入の確保や歳出の削減が図られたということでございます。歳入では、平成27年度中に東京電力より支払われました原子力損害弁償金により約2億8,000万円増になったこと、また平成28年度から平成31年度まで4年間かけて実施します第一工場の基幹設備大規模改修工事の一部経費でございますが、国の交付金が適用されたことによりまして、補助金約1億8,000万円の増を見込んだこと、さらに電力の関係でございますが、入札によりまして電力売払代金が約1億5,000万円の増となったことなどがあります。また、歳出では、第一工場ごみ処理施設の基幹設備大規模改修工事の費用が減額となったこと、また、（仮称）汚泥再生処理センターの建設工事が低入札での落札となったことにより、工事費等が少なくなったということが主な要因でございます。

平成27年度末で基金残高の見込み額につきましては84億3,500万円でございます、「財政計画2013」より約11億円多くなっております。そのため28年度の分担金を当初より7億円減額をさせていただいたものでございます。

今後の分担金につきましては、基幹設備大規模改修工事や（仮称）汚泥再生処理センターの工事を複数年にわたって実施しますが、その財源である交付金の額が現時点については不確定でございます、その辺が確定をする状況とか、また、第二工場ごみ処理施設の事業費につきましては実績を踏まえて見込んでいく必要があると考えてございます。そういった状況を踏まえて、今後予算編成時に検討していきたいと考えてございます。

また、分担金の各構成市町の総額につきましては、越谷市が構成比の33%で約11億5,500万円、草加市では構成比の24%で約8億4,000万円、八潮市では11.7%の構成比で約4億800万円、三郷市では構成比の16.5%で約5億7,400万円になってございます。吉川市につきましては構成比で9%の約3億1,600万円になってございます。松伏町につきましては構成比で5.8%の約2億300万円でございますが、1人当たりの額で申しますと、人口については平成28年1月1日の現在人口で計算いたしますと、越谷市が3,433円、草加市が3,420円、八潮市が4,749円、三郷市が4,173円、吉川市が4,453円、松伏町が6,722円になってございます。

全体の平均では3,856円でございます、全体の比からみますと、松伏町につきましては1.7倍くらいの差が出ているといった状況でございます。こちらは分担金の根拠でございますが、規約第19条の経費でございますが、平等割15%、搬入割85%という割合の構成が決まっておりますので、そういう計算になってございます。

それから、電力売払代金の増の関係でございますが、今までは東京電力のほうに3カ年の

契約をしておりましたが、平成28年度からは第二工場のごみ処理施設の本格稼働によって、第一工場の焼却量が8万9,000トン減ります。年間で約16万トンの焼却量となることから、年間の発電量も減り、財源が落ち込むと想定するため競争入札を行った結果、東京電力との契約の単価で考えますと約5億円と見込んでおりましたが、単価が上昇したことにより1億5,000万円ほど上がりまして、6億5,000万円の歳入を見込んでございます。入札の単価につきましては1キロワットアワー当たり平均で約3円の増加ということでございます。今後につきましても入札を実施し、なるべく収入が増となるよう努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○飯塚恭代議長 ただいまの答弁に対し、再質疑はありませんか。

10番、吉田議員。

○10番 吉田俊一議員 電力の売却については、入札によって1キロワットアワー当たり3円単価が上がったということで、今後も努力していただいて、歳入状況の改善につなげていただきたいと思います。

分担金については、大規模な施設の工事であるとか改修事業の関係が確定をして、当初の見込みと比べて大幅に圧縮されているということで、関係者の努力があったことだと思いません。あわせて、ごみ減量の取り組みが5市1町の職員と市民が一緒になって取り組んでいることが全体の焼却量減少につながっており、このことも建設費圧縮に大きな影響を与えたものと思っております。また、今後の運営費についても圧縮できる可能性を秘めている課題だと思えます。

全体としては分担金を下げられたということで評価したいと思いますが、1人当たりの分担金で、人口1人当たりで見ますと、以前と同様に、一番少ない額の自治体と一番多い額、松伏町なんですけど、2倍差が出ています。決してごみの処理量が2倍違うわけではなくて、平等割15%、搬入量に関係なく、15%を分担するという計算式の中でこういった結果になっているように思います。

組合の予算を見ても、決算を見ても、15%の固定費というのはありません。組合事業自体がごみ処理とし尿処理を中心とした特化した広域行政だからだと思えます。この問題についてはぜひ改善をしていただきたいと考えているところで、全体の分担金総額が下がっているときにこの平等割の割合を変えれば、前年と比べて増額となる自治体は出ないはずであると思えます。そういう時期にぜひ見直しを検討していただきたいと考えているところですが、この問題についてどのようにお考えなのでしょう。

○飯塚恭代議長 ただいまの再質疑に対し、副管理者の答弁を求めます。

井上清副管理者。

〔井上 清副管理者登壇〕

○井上 清副管理者 分担金のご質問をいただきました。今後の分担金の見直しの見込みを若干申し上げてまいりたいと思いますが、先ほど事務局長からございましたように、それぞれ汚泥再生処理センターでありますとか、大規模改修工事でありますとか、また、第二工場の建設もありました。そういう中では「財政計画2013」のときに見込んだ財政状況と大幅に変化が生じております。そういったところから、先ほども申し上げましたけれども、国の交付金でありますとか、そういったものの確保ができるというふうなところの変更もございまして、これまでの財政計画からまいりますと基金の残高というものが非常に大きく乖離をしておりますので、そういった形の中で、当面厳しい社会情勢の中でもありますので、28年度は減額をさせていただいて、35億円にしました。今後は、理事会等の中でも協議をし、このような状況をさらに見きわめまして、今度は「2018」という形の中での財政計画の見直しの時期がございまして、ことしから来年度にかけまして、30年度にはそういった形の中でまた適正な組合の基金は幾ら持てばよろしいかというふうなことも理事会で協議を重ねていながら、この分担金の額はできるだけ抑える形で今後考えていきたいというふうに考えておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

それから、後段の質問は、吉田議員さん、これまでもずっと質問いただいた平等割の話でございまして、これは1人当たりの分担金の話になりますと、平等割をなくさない限り私は解消できないだろうというふうに思います。

そういう中で、分担金につきましてはこの議会で幾たびもご質問を頂戴しておりますが、これはご承知のように昭和40年の組合発足当時にスタートいたしましたのが、5市1町のそれぞれの市町、当時は村という時期もあったわけでございますが、この組合を設立する当時の設立趣旨がこのような形で3割の7割という形でスタートいたしまして、その後15%の85%に変えた。それから、それぞれの今度は残りの85%を搬入割ですとか、一気に搬入割にするのではなくて、その間人口割も入れながら、3年間の段階をもって、現在の15%、85%の搬入割という形でまいっておりますので、これは設立時のことに戻りまして議論をしてみたいと思います。これは一つの基本的な分担金の考え方でございますから、この組合でご質問をいただいて、管理者という立場の中でこうなりますというふうな答弁は、これは大変恐縮でございますが、答弁の中では、それぞれの理事さんであり、市長さんであり、町長さんと

いう立場もございますので、管理者も越谷市長という立場もあるわけがございますから、その辺につきましてはどうぞ設立時に振り返った中で協議をしていただくということになりませんと、一つの考え方というものが出てまいらないのではないかと思います。時には、そういう中では市町それぞれに帰りますとそれぞれ市の考え方、また市議会、あるいは町議会の考え方というものも意思疎通を図ってまいりませんと、組合の規約の変更は成り立ってまいりませんので、このような経過を踏まえていくべきではないかというふうにとどめたいと思います。

以上でございます。

○飯塚恭代議長 ただいまの再答弁に対し、重ねての質疑はありませんか。

10番、吉田議員。

○10番 吉田俊一議員 私も、組合の設立当時のことからこの間の分担金を改正した時期の経過の話とかを既に調査をして承知はしているところですが、し尿処理を中心としてスタートした当組合が、現在は公害防止装置をきちんと備えた焼却施設を建設するということで、大きな資金を要するような事業に変化してきております。また、同時に科学技術の進歩で、施設周辺の皆さんにご迷惑をかけていたことが徐々に改善する方向で前進をしてきたと思います。

今、分担金の計算方法については規約で規定をされていることから、全構成団体の議会での議決が必要だということも承知をしております、ここですぐ結論を出すというわけにもいかないところがあるのも承知はしているのですが、管内の人口が90万を超えて、1つの県くらいの規模の大きな組合になっていること、そして分担金はそれぞれの住民の皆さんが納めた税金から成り立っているということで、当組合がこういう大規模で事業を行って得られるスケールメリットを、できるだけ一人一人の市民の皆さんに還元できるような運営の仕組みを模索していくことが今求められていると思うわけです。

そういう点で、仮に分担金の計算方法を変えた場合、総額が同じだと、減る自治体もあれば、ふえる自治体も出てしましまして、やはりそうなると単年度の収支の関係でふえてしまう自治体からは苦情も出てしまうでしょうけれども、全体が減るときに改正議論を行えば、ふえる自治体なくなる、全部現行よりもふえることなく、こういう改正が行える可能性があると考えます。ですから、非常に皆さんの議論を重ねなくてはいけないということも承知ですが、今分担金総額は間違いなくさらに減る条件ができつつあると思いますので、この時期にそういった議論をぜひ検討していただきたいと考えているところです。

再度答弁をお願いしたいと思います。

○飯塚恭代議長 ただいまの質疑に対し、副管理者の答弁を求めます。

井上清副管理者。

〔井上 清副管理者登壇〕

○井上 清副管理者 再度の質問でございますが、分担金の平等割基準を改正するということになりますと、先ほど申し上げました経過を踏まえての変更ということになるかと思いません。それには理事さん初め、それぞれ今度は戻りまして各市の首長さんという、また議会というふうなことになりますので、市町の考え方というものもあわせて今後加えて、規約の変更ということにならざるを得ないのではないかというふうに解釈いたしておりますので、これまでの答弁ということの中では、少しそのような意に沿えないところがございますけれども、今後の推移ということで、ただ、全国的に見て組合を形成している状況から見まいりますと、そういう中では平等割がゼロというところはございません。

ただ、これまでもよく比較されますのは東京都、東京都は各区に今度は清掃事業をおろしましたので、その際の工場そのものは当時東京都が全部建設をしてやってきた経過もございますから、必ずしも、距離の近い東京の平等割については、そういったことの議論の対象ということになりがちになりますけれども、この経過と組合の経過とは大きな乖離がありますので、これは一つ申し添えておきたいと思えます。

以上でございます。

○飯塚恭代議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○飯塚恭代議長 質疑はなしと認め、これにて質疑を終結いたします。

◎管理者提出第1号議案ないし第16号議案

の委員会付託の省略

○飯塚恭代議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております第1号議案ないし第16号議案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯塚恭代議長 ご異議なしと認めます。

よって、第1号議案ないし第16号議案につきましては、委員会の付託を省略することに決しました。

◎管理者提出第1号議案の討論、採決

○飯塚恭代議長 管理者提出議案に対し、順次討論、採決を行います。

管理者提出第1号議案 東埼玉資源環境組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについての件を議題といたします。

お諮りいたします。

本件は人事に関する案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯塚恭代議長 ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

続いて、採決に入ります。

本件を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○飯塚恭代議長 起立全員であります。

よって、第1号議案は原案のとおり可決されました。

◎管理者提出第2号議案の討論、採決

○飯塚恭代議長 管理者提出第2号議案 東埼玉資源環境組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについての件を議題といたします。

お諮りいたします。

本件は人事に関する案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯塚恭代議長 ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

続いて、採決に入ります。

本件を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○飯塚恭代議長 起立全員であります。

よって、第2号議案は原案のとおり可決されました。

◎管理者提出第3号議案の討論、採決

○飯塚恭代議長 管理者提出第3号議案 東埼玉資源環境組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについての件を議題といたします。

お諮りいたします。

本件は人事に関する案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いません。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯塚恭代議長 ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

続いて、採決に入ります。

本件を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○飯塚恭代議長 起立全員であります。

よって、第3号議案は原案のとおり可決されました。

◎管理者提出第4号議案の討論、採決

○飯塚恭代議長 管理者提出第4号議案 東埼玉資源環境組合監査委員の選任につき同意を求めることについての件を議題といたします。

お諮りいたします。

本件は人事に関する案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いません。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯塚恭代議長 ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

続いて、採決に入ります。

本件を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○飯塚恭代議長 起立全員であります。

よって、第4号議案は原案のとおり可決されました。

◎管理者提出第5号議案の討論、採決

○飯塚恭代議長 次に、管理者提出第5号議案 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○飯塚恭代議長 討論はなしと認め、これにて討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○飯塚恭代議長 挙手全員であります。

よって、第5号議案は原案のとおり可決されました。

◎管理者提出第6号議案の討論、採決

○飯塚恭代議長 次に、管理者提出第6号議案 東埼玉資源環境組合行政不服審査条例制定について討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○飯塚恭代議長 討論はなしと認め、これにて討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○飯塚恭代議長 挙手全員であります。

よって、第6号議案は原案のとおり可決されました。

◎管理者提出第7号議案の討論、採決

○飯塚恭代議長 次に、管理者提出第7号議案 東埼玉資源環境組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定について討論に入ります。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○飯塚恭代議長 討論はなしと認め、これにて討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○飯塚恭代議長 挙手全員であります。

よって、第7号議案は原案のとおり可決されました。

◎管理者提出第8号議案の討論、採決

○飯塚恭代議長 次に、管理者提出第8号議案 東埼玉資源環境組合特別職の職員で非常勤の者の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について討論に入ります。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○飯塚恭代議長 討論はなしと認め、これにて討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○飯塚恭代議長 挙手全員であります。

よって、第8号議案は原案のとおり可決されました。

◎管理者提出第9号議案の討論、採決

○飯塚恭代議長 次に、管理者提出第9号議案 東埼玉資源環境組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について討論に入ります。

討論はございませんか。

13番、白川議員。発言席でお願いします。

〔13番 白川秀嗣議員登壇〕

○13番 白川秀嗣議員 ただいま議題となっております第9号議案 東埼玉資源環境組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について、反対の立場から討論をいたします。

本議案は、議員報酬の月額を現行の3万3,700円から3,900円増額し、3万7,600円に引き上げるものです。管理者の提案説明として、資源環境組合の管内人口が90万人を超えており政令市並みの規模であることを前提として、第二工場ごみ処理施設の完成に伴い、18年ぶりに第一工場とともに2つの工場の運用開始や汚泥再生処理センターや第一工場の大規模改修工事等の大型施設の稼働によって、議会のチェック機能がさらに求められている等とされており、

このような中で、東埼玉資源環境組合が発足した昭和40年以来、50年間一貫して、その立地場所や管理者を初めとした職員の配置や運営など、越谷市は他の構成市町の中でも極めて大きな影響を及ぼしてまいりました。特に今回提案されております東埼玉資源環境組合の議員報酬は、常に越谷市議会議員の報酬の引き上げの時期や基準と同一歩調をとってきた実績と経緯があります。また、一部事務組合であります越谷・松伏水道企業団の議員の報酬でも同じ状態であり、越谷市の議員報酬引き上げとともに、水道企業団の3月議会に報酬議案の提案が予定されております。

これほど大きな影響力を越谷市は持っております。このため、当然ですが、今回、本年3月17日に決定した越谷市議会の議員報酬の引き上げと合わせるものになっております。

事実、東埼玉資源環境組合の議員報酬の引き上げの時期や11.57%の引き上げ率はほぼ越谷市と同じです。本年3月に5市1町の構成市町の中で、越谷市以外で議員報酬を引き上げたのは八潮市だけですが、その率は3.95%にしか過ぎません。したがって、この越谷市議会の報酬引き上げにその妥当性や正当性が極めて重要になります。さきの3月越谷市議会での

議員報酬引き上げの議案は賛成多数で可決されたものの、賛成した議員は16名であり、反対した議員は実に12名にも上り、その差はわずか4名に迫っていました。

なぜこのような反対表明がなされたのでしょうか。越谷市本庁舎の耐震強度は埼玉県内ワースト1の脆弱な建物であり、このため、越谷市長は平成32年度までには耐震対策を強化し、建てかえることを昨年公言し、市民に約束をしておられました。ところが、本年3月、越谷市議会での代表質問の答弁で、他の事業の財政のめどが立たないとの理由で、完成年度をあっさり撤回されました。このような事態にもかかわらず、議員報酬だけでなく、市長や副市長、教育長など市幹部の給与の引き上げを提案されたのです。東埼玉資源環境組合の議員報酬のあり方に大きな影響を与えてきた越谷市議会議員の報酬の引き上げは、残念ながら正当性を担保できていないと考えております。

もちろん、東埼玉資源環境組合の議員報酬の引き上げの理由が、当該事業の拡大等への議会対応など、全く当を得ていないわけではありません。しかし、同時に、今後の人口減少時代や定常型社会に対応するため、効率的なごみ処理を初め、地域循環型社会の構築が重要な課題になっており、コンパクトで機能的な組合活動とそれを牽引していく議会の責任はますます大きくなっております。

また、地方自治法第一編の第2条第14項では、次のように明記されております。地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるととともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないと規定されております。だからこそ、その役割を担うべき議員は、みずからの身分に関する報酬引き上げには一たん留保して、新たな時代に臨むべきではないでしょうか。今市民に示されなければならない基本姿勢は、山積する地域の課題を解決するため、日常の議員活動やその職責に対して現行の議員報酬が見合わないものだったとしても、じっと耐えながら持続活動を続ける議員の姿にこそ、市民の信頼が深まり、その蓄積の上に東埼玉資源環境組合の発展もあると考えております。

今優先すべき課題は、現状をありのままとらえて直視すれば、議員報酬の引き上げではないはずです。このことを再認識して、ぜひ本議場の全ての議員の皆様がこの議案を慎重にご判断いただきますことを心からお訴えし、反対討論を終わらせていただきます。

○飯塚恭代議長 ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○飯塚恭代議長 討論はなしと認め、これにて討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○飯塚恭代議長 挙手多数であります。

よって、第9号議案は原案のとおり可決されました。

◎管理者提出第10号議案の討論、採決

○飯塚恭代議長 次に、管理者提出第10号議案 東埼玉資源環境組合管理者、理事及び副管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について討論に入ります。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○飯塚恭代議長 討論はなしと認め、これにて討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○飯塚恭代議長 挙手多数であります。

よって、第10号議案は原案のとおり可決されました。

◎管理者提出第11号議案の討論、採決

○飯塚恭代議長 次に、管理者提出第11号議案 東埼玉資源環境組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について討論に入ります。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○飯塚恭代議長 討論はなしと認め、これにて討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○飯塚恭代議長 挙手全員であります。

よって、第11号議案は原案のとおり可決されました。

◎管理者提出第12号議案の討論、採決

○飯塚恭代議長 次に、管理者提出第12号議案 埼玉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更について討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○飯塚恭代議長 討論はなしと認め、これにて討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○飯塚恭代議長 挙手全員であります。

よって、第12号議案は原案のとおり可決されました。

◎管理者提出第13号議案の討論、採決

○飯塚恭代議長 次に、管理者提出第13号議案 第一工場ごみ処理施設基幹設備大規模改修工事請負契約の締結について討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○飯塚恭代議長 討論はなしと認め、これにて討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○飯塚恭代議長 挙手全員であります。

よって、第13号議案は原案のとおり可決されました。

◎管理者提出第14号議案の討論、採決

○飯塚恭代議長 次に、管理者提出第14号議案 (仮称)汚泥再生処理センター建設工事請負

契約の締結について討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○飯塚恭代議長 討論はなしと認め、これにて討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○飯塚恭代議長 挙手全員であります。

よって、第14号議案は原案のとおり可決されました。

◎管理者提出第15号議案の討論、採決

○飯塚恭代議長 次に、管理者提出第15号議案 平成27年度東埼玉資源環境組合会計補正予算(第3号)について討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○飯塚恭代議長 討論はなしと認め、これにて討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○飯塚恭代議長 挙手全員であります。

よって、第15号議案は原案のとおり可決されました。

◎管理者提出第16号議案の討論、採決

○飯塚恭代議長 次に、管理者提出第16号議案 平成28年度東埼玉資源環境組合会計予算について討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○飯塚恭代議長 討論はなしと認め、これにて討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○飯塚恭代議長 挙手多数であります。

よって、第16号議案は原案のとおり可決されました。

◎議事日程の追加

○飯塚恭代議長 お諮りいたします。

野口佳司議会運営委員長から、委員会提出第1号議案及び第2号議案が提出されました。

この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○飯塚恭代議長 ご異議なしと認めます。

よって、この際、委員会提出第1号議案及び第2号議案を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎委員会提出第1号議案及び第2号議案の一

括上程、提案理由の説明

○飯塚恭代議長 これより委員会提出第1号議案 東埼玉資源環境組合議会委員会条例の一部を改正する条例制定について、第2号議案 東埼玉資源環境組合議会会議規則の一部を改正する規則制定についての2件を一括して議題といたします。

提出者、野口佳司議会運営委員長から提案理由の説明を求めます。

野口佳司議会運営委員長。

[野口佳司議会運営委員長登壇]

○野口佳司議会運営委員長 議長の許可をいただきましたので、委員会提出第1号議案 東埼玉資源環境組合議会委員会条例の一部を改正する条例制定について及び委員会提出第2号議案 東埼玉資源環境組合議会会議規則の一部を改正する規則制定についてご説明を申し上げます。

まず、委員会提出第1号議案の改正内容でございますが、本議案は、さきの12月定例会において、事務局設置条例の一部改正が議決され、執行部の組織が改められることから、委員会条例第2条中、総務常任委員会の所管について改正するものでございます。

なお、本条例は平成28年4月1日から施行してまいります。

次に、委員会提出第2号議案につきましては、会議規則に女性議員の出産のための本会議及び委員会の欠席について規定するものでございます。

なお、本規則は公布の日から施行してまいります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、議員各位のご賛同をお願い申し上げまして、説明を終わらせていただきます。

○飯塚恭代議長 以上で提案理由の説明を終わります。

◎委員会提出第1号議案の質疑

○飯塚恭代議長 委員会提出議案に対する質疑を順次行います。

質疑に当たっては、1回目は登壇して発言席にて行い、2回目以降は自席で行ってください。

委員会提出第1号議案 東埼玉資源環境組合議会委員会条例の一部を改正する条例制定について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○飯塚恭代議長 質疑はなしと認め、これにて質疑を終結いたします。

◎委員会提出第2号議案の質疑

○飯塚恭代議長 次に、委員会提出第2号議案 東埼玉資源環境組合議会会議規則の一部を改正する規則制定について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○飯塚恭代議長 質疑はなしと認め、これにて質疑を終結いたします。

◎委員会提出第1号議案の討論、採決

○飯塚恭代議長 委員会提出議案に対し、順次討論、採決を行います。

委員会提出第1号議案 東埼玉資源環境組合議会委員会条例の一部を改正する条例制定について討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○飯塚恭代議長 討論はなしと認め、これにて討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○飯塚恭代議長 挙手全員であります。

よって、委員会提出第1号議案は原案のとおり可決されました。

◎委員会提出第2号議案の討論、採決

○飯塚恭代議長 次に、委員会提出第2号議案 東埼玉資源環境組合議会会議規則の一部を改正する規則制定について討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○飯塚恭代議長 討論はなしと認め、これにて討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○飯塚恭代議長 挙手全員であります。

よって、委員会提出第2号議案は原案のとおり可決されました。

◎諸般の報告

○飯塚恭代議長 次に、諸般の報告をいたします。

議会運営委員長から、特定事件について閉会中の継続審査として付託されたい旨の申し出がありましたので、特定事件一覧表としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎特定事件の議会運営委員会付託

○飯塚恭代議長 次に、議会運営委員会の閉会中における特定事件の継続審査の件を議題いたします。

お諮りいたします。

特定事件につきましては、議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査事項として議会運営委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯塚恭代議長 ご異議なしと認めます。

よって、特定事件につきましては、議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査事項として議会運営委員会に付託することに決しました。

◎閉議の宣告

○飯塚恭代議長 以上で今定例会の議事は全て終了いたしました。

◎副管理者挨拶

○飯塚恭代議長 この際、副管理者から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許可いたします。

井上清副管理者。

〔井上 清副管理者登壇〕

○井上 清副管理者 3月定例会が閉会されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、管理者よりご提案申し上げました16議案につきまして、慎重に審議を賜り原案のとおりご決定をいただき、ありがとうございました。

既に議員の皆様にはご案内申し上げましたが、来る4月27日に第二工場の竣工式を兼ねて組合設立50周年記念式典を挙行いたします。公私ともご多忙のこととは存じますが、ぜひご臨席賜りますようお願いを申し上げます。

間もなく平成28年度を迎えることとなります。新たな組織体制のもと、本日ご決定を賜りました新年度予算を着実に執行し、(仮称)汚泥再生処理センター整備や第一工場の大規模改修事業などの着実な推進はもとより、引き続き適切な施設管理に努めながら、効率的な組合運営に全力で取り組んでまいります。議員の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご指導、ご協力を賜りますよう、そして健康に十分ご留意をいただき、一層のご活躍をいただきますようお願い申し上げます。閉会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○飯塚恭代議長 これにて、平成28年3月東埼玉資源環境組合議会定例会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

午後 2時25分 閉会